

令和2年度 教育施設等入園案内

【申込書・案内書の配布】

配布日 10月1日(火)から

教育施設(幼稚園・認定こども園1号)

義務教育およびその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設です。教育給付支給認定の1号認定を受ける状態にあれば、利用申込ができます。

●教育施設募集一覧

施設名		保育年齢	所在地	電話番号 (市外局番072)
認定 こども園	こども未来館たかわし	3歳～ 5歳	恵我之荘 2-10-13	955-0730
幼稚園	駒ヶ谷幼稚園		駒ヶ谷 327-1	958-8776
	埴生幼稚園		伊賀 5-8-1	955-1062
	羽曳が丘幼稚園		羽曳が丘 6-8-1	958-7201
	高鷲南幼稚園		高鷲 2-19-10	955-1624
	古市幼稚園	古市 4-2-10	958-3359	
	西浦幼稚園	西浦 1077	958-3538	
	丹比幼稚園※	郡戸 255-1	954-0230	
	白鳥幼稚園	白鳥 3-11-8	958-2601	
	古市南幼稚園	南古市 1-9-16	958-7616	
	恵我之荘幼稚園※	南恵我之荘 6-14-11	938-0017	
	埴生南幼稚園	桃山台 2-3-28	957-0212	
	西浦東幼稚園	広瀬 97-1	957-7200	

※丹比幼稚園、恵我之荘幼稚園は「(仮称) 認定こども園 西部こども未来館」の開園時に統合する予定です。

【教育施設の受付日】

下表のとおり申し込みを受け付けます。受付期間を過ぎてからの申し込みは、原則的に「空き待ち申込」となりますのでご注意ください。受付時に**お子さんの面接を行いますので、一緒にお越しください。**

受付日	受付時間	受付場所
10月15日(火)	15:00-16:30	入園を希望する 教育施設
10月16日(水)	13:00-16:30	
10月17日(木)	15:00-16:30	
10月18日(金)	15:00-16:30	

【利用決定】

定員を上回る場合は入園保留となることがあります。決定した内容は、令和2年2月に文書にて通知する予定です。

【費用】

利用者負担額(保育料)は10月より、幼児教育無償化により無償となります。

その他、教材費・園外保育などに係る費用は実費負担となります。

【必要書類】

令和2年度羽曳野市立教育施設等園児募集案内書をご確認ください。

保育施設等の案内書の配布および申込受付日(予定)

【案内書の配布開始日】11月1日(金)から

【受付期間】11月27日(水)～12月7日(土) ※予定

詳しくは、広報「はびきの」11月号をご確認ください。



子育てのための施設等利用給付費(幼児・教育無償化に係る利用料)の請求および支払い方法

施設および事業	支払い方法	請求方法	支払い時期
私立幼稚園 (新制度未移行)	法定代理受領 (施設が市へ利用料を代理請求し、保護者の利用額を無償化する方法)	在園している施設よりこども課に請求されるため、 <u>保護者の方が請求する必要はありません。</u>	毎月、15日までに請求があった分について、翌月10日ごろ支払う予定です。 ※(出回例)の場合は翌開庁日とする。
幼稚園・認定こども園などの預かり保育事業	償還払い (保護者が施設に支払った利用料を保護者自ら市へ請求する方法)	利用施設より ①利用料に係る領収書 ②子ども・子育て支援提供証明書を受領のうえ、羽曳野市こども課まで提出してください。	
認可外保育施設等※			

※認可外保育施設等とは認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業をさします。

◆子育てのための施設等利用給付費の支払いについては、左表のとおり実施いたします。

◆利用している施設および事業により支払い方法および請求方法が異なりますので、左表をご確認ください。

※無償化の対象は利用料のみ(未移行の幼稚園については入園料も対象)となります。給食費、教材費などについては、実費負担となりますのでご注意ください。



【問合せ】こども課 ☎ 072-958-1111 内線 1231 ☎ 072-947-3835(直通)